

報告事項コ

懲戒処分等の指針の一部改正について

懲戒処分等の指針の一部改正について、別紙のとおり報告します。

令和5年4月19日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

懲戒処分等の指針の一部改正

改正後	改正前
<p>第2 標準例</p> <p>5 交通事故・交通法規違反関係</p> <p>(1) 無免許運転</p> <p>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第64条の規定に違反し、無免許運転をした教職員は、免職又は停職とする。</p> <p>(2) 交通事故の場合の措置義務違反</p> <p><u>ア 人に傷害を負わせる交通事故（以下「人身事故」という。）を起こして、法第72条の規定に違反し、ひき逃げ等交通事故後の措置を怠った教職員は、免職又は停職とする。</u></p> <p><u>イ 物の損壊に係る交通事故（以下「物損事故」という。）を起こして、法第72条の規定に違反し、あて逃げ等交通事故後の措置を怠った教職員は、停職又は減給とする。</u></p> <p>(3) 酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）</p> <p>法第65条の規定に違反し、飲酒運転をした教職員は、次の処分を行うものとする。</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 物損事故を起こした教職員、人への傷害若しくは物への損害を与えない交通事故（自損事故を含む。以下「軽微な事故」という。）を起こした教職員又は事故を伴わない違反をした教職員は、免職又は3月以上の停職とする。</p> <p>エ、オ 略</p> <p>(4) 最高速度違反</p> <p>ア 略</p> <p>イ 交通事故を伴わない違反</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) その他の交通事故</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ ア又はイに至らない人身事故を起こした教職員 <u>(刑事罰が罰金の場合に限る。)</u> は、減給又は戒告とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) その他の交通法規違反</p> <p>交通事故を伴わない交通法規違反をした教職員（上記（1）から（4）の教職員を除く。）<u>で</u>特に悪質な場合は、上記（4）イとの均衡を考慮し、処分を行うものとする。</p> <p>(7) ～ (10) 略</p>	<p>第2 標準例</p> <p>5 交通事故・交通法規違反関係</p> <p>(1) 無免許運転</p> <p>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第64条の規定に違反し、無免許運転をした教職員は、免職とする。</p> <p>(2) 交通事故の場合の措置義務違反</p> <p>法第72条の規定に違反し、<u>ひき逃げ又はあて逃げ等交通事故の場合の措置を怠った教職員は、免職とする。</u></p> <p>(3) 酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）</p> <p>法第65条の規定に違反し、飲酒運転をした教職員は、次の処分を行うものとする。</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ <u>家屋その他他人（法人を含む）の所有物に対する物損事故（以下「物損事故」という。）</u>を起こした教職員、人への傷害若しくは<u>家屋等</u>への損害を与えない交通事故（自損事故を含む。以下「軽微な事故」という。）を起こした教職員又は事故を伴わない違反をした教職員は、免職又は3月以上の停職とする。</p> <p>エ、オ 略</p> <p>(4) 最高速度違反</p> <p>ア 略</p> <p>イ 交通事故を伴わない違反</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p><u>(ウ) 30km（高速道路は時速40km）未満の最高速度違反を行った教職員は、所属長からの口頭厳重注意とする。</u></p> <p>(5) その他の交通事故</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ ア又はイに至らない人身事故を起こした教職員 <u>又は物損事故を起こした教職員は、減給、戒告、文書訓告又は所属長からの口頭厳重注意とする。</u></p> <p><u>エ 軽微な事故を起こした教職員（教職員の過失割合が相手方より低い場合は除く。）は、文書訓告又は所属長からの口頭厳重注意とする。</u></p> <p>(6) その他の交通法規違反</p> <p>交通事故を伴わない交通法規違反をした教職員（上記（1）から（4）の教職員を除く。）<u>は、原則として所属長からの口頭厳重注意とする。</u></p> <p><u>ただし、</u>特に悪質な場合は、上記（4）イとの均衡を考慮し、処分を行うものとする。</p> <p>(7) ～ (10) 略</p>

交通事故・違反関係の規定比較及び改正案

項目	知事部局	教育委員会(現行)	同左(改正案)
無免許運転	—	免職	免職又は停職
ひき逃げ	免職又は停職	免職	免職又は停職
あて逃げ	—		停職又は減給
飲酒運転	免職又は1月以上の停職	「死亡又は著しい後遺症を伴う傷害」 免職	(変更なし)
		「人身事故」 免職又は4月以上の停職	(変更なし)
		「物損事故、軽微な事故、違反のみ」 免職又は3月以上の停職	(変更なし)
最高速度違反(事故)	— (飲酒運転以外の事故として別途まとめて整理)	「死亡又は著しい後遺症を伴う傷害」 免職、停職又は減給	(変更なし)
		「人身事故、物損事故」 停職、減給又は戒告	(変更なし)
		「軽微な事故」 停職、減給、戒告又は文書訓告	(変更なし)
最高速度違反 時速 50km 以上	減給又は戒告	減給又は戒告	(変更なし)
時速 30km(高速道路は 40km)以上 時速 50km 未満	文書訓告 ただし、「管理職員又は運転業務従事者であって公用車を運転していた場合」 戒告	文書訓告 ただし、「公用車を運転していた場合」 戒告	(変更なし)
時速 30km(高速道路は 40km)未満	—	口頭嚴重注意	(削除)
重篤な人身事故(※)	「死亡」又は「重篤な傷害」 免職、停職、減給又は戒告 (刑事罰を受けた場合、免職、停職又は減給)	「死亡」 免職、停職又は減給	(変更なし)
		「著しい後遺症を伴う傷害」 停職、減給又は戒告	(変更なし)
上記以外の人身事故(※)	「傷害を負わせた職員(刑事罰が罰金の場合に限る)」 減給又は戒告	減給、戒告、文書訓告又は口頭嚴重注意	「人身事故を起こした職員(刑事罰が罰金の場合に限る)」 減給又は戒告
物損事故(※)	—		(削除)
軽微な事故(※)	—	文書訓告又は口頭嚴重注意	(削除)
その他の交通違反	—	口頭嚴重注意	(削除)

※教委:無免許・飲酒・速度違反以外

知事:飲酒以外

【参考】

懲戒処分等の指針の一部改正について

令和5年4月19日
教育総務課

1 改正の趣旨

懲戒処分等の指針で定める交通事故・交通法規違反関係の規定は、懲戒処分等の指針策定(H16.3月)以前に県教育委員会で独自に規定していた「交通事故を起こした教職員に対する処分の基準」の規定を残してきたもの(H20.2月に「懲戒処分等の指針」に統一)であるが、交通事故・交通法規違反関係の裁判例及び他県の状況を踏まえ、知事部局等の規定を参考に所要の改正を行う。

2 主な改正内容(詳細は新旧対照表のとおり)

(1) 無免許運転

「免職」を「免職又は停職」に改める。

《考え方》 国及び知事部局には規定がなく、規定のある他県でも停職までとしている例が多いことから、停職を加える。

(2) ひき逃げ

「免職」を「免職又は停職」に改める。

《考え方》 国及び知事部局においては「免職又は停職」としていることから、停職を加える。

(3) あて逃げ

「免職」を「停職又は減給」に改める。

《考え方》 知事部局には規定がなく、国や規定のある他県でも「停職又は減給」としていることから、同様の取扱いとする。

(4) その他の交通事故

死亡又は著しい後遺症を伴う人身事故(以下「重大事故」という。)以外の人身事故及び物損事故について、「減給、戒告、文書訓告又は所属長からの口頭嚴重注意」としているものを、「刑事罰(罰金)を受けた人身事故の場合、減給又は戒告」に限定する。

《考え方》 現状の運用では、重大事故でなければ罰金刑を受けた人身事故も物損事故も一律に文書訓告で処理されており、知事部局に準じて明確な処分基準に改める。

・罰金刑を受けた人身事故については、懲戒処分を行うことを明確にする。

・知事部局では「罰金刑を受けた人身事故」以外の事故での文書訓告はなく、また、交通事故・違反以外の文書訓告事案と比較して処分が過重であることから、本規定を改正する。

(5) 「所属長からの口頭嚴重注意」

物損事故やその他の交通法規違反で規定している「所属長からの口頭嚴重注意」は削除する。

《考え方》 「交通事故・交通法規違反関係」のみ所属長からの口頭嚴重注意を規定しており、他の項目との均衡がとれていないこと、また、交通事故及び交通法規違反は当然に所属長から口頭注意すべき事案であり、あえて指針に記載する必要はないことから指針から削除する。

3 施行日

令和5年6月1日

4 意見照会等

- ・令和5年3月8日 処分等評価委員会において説明 → 委員から特に意見なし(同意)
- ・令和5年3月7日～27日 市町村教育委員会教育長へ意見照会 → 特に意見なし

5 県費負担教職員の報告

交通事故等の報告手続きについては、教育長通知「教職員の交通事故及び交通法規違反の報告手続きについて(通知)」(平成31年3月29日付第201800365868号)に定められており、その中で、県費負担教職員は、所属長が交通事故等報告書を各市町村教育委員会に提出し、当該市町村教育委員会は所管の教育局へ報告することとしているが、懲戒処分等の指針第2-5(4)イ(ウ)(⇒30km未滿の最高速度違反)又は(6)(⇒交通事故を伴わない軽微な交通法規違反)については報告対象外としている。

今回の指針改正に併せて、現行の報告対象外項目との均衡を踏まえて物損事故も報告対象外に加えることとする。(=上記教育長通知を改正。)